

お客さま各位

須賀川信用金庫

お手元に長い間ご使用になっていない預金通帳・証書はございませんか

お預け入れいただいたまま、長い間の出し入れがなく、お取引の動きのない状態になっている預金はございませんか。

当金庫では、このような預金も引き続きお預かりしています。預金通帳・証書とお取引印の確認など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、いま一度ご確認をお願いします。

また、預金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合でも、ご本人の預金であることが確認できれば払戻しができますので、ご本人の確認ができる資料のほか、口座の支店名や口座番号がわかるもの等をご用意のうえ、当金庫本支店の窓口までご照会・ご相談ください。

【睡眠預金(休眠預金)とは？】

- ご預金が最終取引日より10年経過し、通知を預金者の方に郵送しても届かない、残高1万円以上のすべての口座
- ご預金の最終取引日より10年経過し、通知を預金者の方に郵送しても届かない、残高1万円未満の自動継続定期預金
- ご預金の最終取引日より10年経過した、残高1万円未満のすべての口座